

教育思想と〈学校 - 家族〉関係の視点

—「教育思想研究」の授業実践—

河合 務 KAWAI Tsutomu

(准教授・発達科学講座)

Educational Thought and “School- Family” Relationship
A Report on Classroom Practice of “Research on Educational Thought”

キーワード：教育思想 educational thought, 教育改革 education reform, 学校 school, 家族 family, 少子化 declining birth rate

はじめに —〈学校 - 家族〉関係の視点—

筆者は教育思想史を専攻している。1年次前期に開講している「教育思想研究」は教職免許状の課程認定科目であり、教育の基礎学として、また、受講生が大学生活の間に受講するさまざまな教職科目の基礎知識を提供できるよう願いつつ授業を行っている。

「鉄は熱いうちに鍛えよ」という諺を肝に銘じて、①教育学への関心・学習意欲を広げ深めること、②高校までの「教育を受ける」立場だけでなく、今後「教育を行ったり、教育に関して発言・発信したりする」立場へと視点の転換を行うための入口に位置する科目と考えている。

「教育思想研究」という科目では、教育学のキーワードをいくつか選定して概説を行うことを基本として授業を行っており、特に(1)近年の教育改革や社会変動、(2)家族の変容、(3)学校の変容や担うべき役割、の3つに焦点をあて、全体として〈学校 - 家族〉関係の視点を形成することを中心としたものとなっている。ロック、ルソー、ヘルバートといった「大教育家」の思想を歴史的に順序立てて概説するという授業内容も考えられるのだが、それだけでは受講生の関心を引きつけることが難しいのではないかと感じている。筆者も5年ほど前までは、こうした授業を開催していたが、その後、近年の教育改革や社会変動との関係性において、こうした「大教育家」の思想にも言及していくという方向に変化させていったという経緯がある。

本章では、「教育思想研究」の講義内容に基本的に基づきつつ、さらに筆者が目下のところ取り組んでいる「フランスにおける少子化問題と出産奨励運動に関する歴史研究」(科学研究費補助金、若手研究B、課題番号 19730355)の研究成果にも一部言及しながら、教育思想と〈学校 - 家族〉関係の視点について論じていくこととしたい。

1. 教育改革・社会変動

近年の教育改革や社会変動に関して、筆者が選定しているキーワードは、①「教育基本法」、②「内外事項区分論」、③「〈学校・家族・企業〉トライアングル」、等である。

①「教育基本法」は、2006年12月に改定されたことが記憶に新しく、近年の教育改革を象徴し、かつ今後の方向性に少なから

ず影響を与えるものとして重要視している。改定を行った当時の安倍内閣が掲げたスローガン「美しい国づくり」や「戦後レジームからの脱却」も関連用語である¹。

1947教育基本法の第1条「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」という文言が削除され、「必要な資質を備えた」という文言に変更されたこと、また、1947教育基本法の第10条「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行なわなければならない」という文言のうち「必要な諸条件の整備確立」という文言が削除されていること、2006教育基本法では「学校生活を営む上で必要な規律を重んじる」という文言が追加されていることなど、留意が必要な点が多い。

②「内外事項区分論」は、子ども・親・教師・社会・国家など教育関係者の利害関係を調整する理論として形成されてきた教育の理論であり、1947教育基本法の第10条「必要な諸条件の整備確立」という文言の解釈とも関わって重要であると判断している。国家統制への抵抗という戦後教育学の特徴や、1950年代の文部省のいわゆる「逆コース」の動向、各種の教育裁判など、「教育の55年体制」についても受講生には知っておいてほしい事柄である²。2006年教育基本法をどう受け止めるのかは、これらの知識を修得したうえでのことであろう。

③「〈学校・家族・企業〉トライアングル」は、教育社会学者・本田由紀らが「戦後日本型循環モデル」と呼んでいる概念モデルのことを指す。つまり、高度成長下の日本社会では教育・家族・仕事という3つの社会領域が、それぞれのアウトプットを次の領域へと注ぎ込みつつ循環的な関係を形成していたという概念モデルである³。「新規学卒一括採用」という企業慣行によって学校と企業は結びつき、家族を扶養できるだけの賃金を払うことで企業と家族は結びつき、教育費や「望ましい生活習慣」の形成まで含めた「家庭教育」を行うことによって家族・家庭と学校はそれぞれ緊密に結びついていた。

特に90年代後半以降、この〈学校・家族・企業〉の三項関係

¹ 講義「教育思想研究」の中間レポートとして、ここ数年、藤田英典『誰のための「教育再生」か』を課題図書に指定し内容要約と自分なりの見解をまとめるレポートを課している。同書には、教育基本法改定などの教育改革の模様や安倍政権が設置した教育再生会議なども検討されている。

² 参考文献として、佐藤修司『教育基本法の理念と課題—戦後教育改革と内外事項区分論—』学文社、2007年、参照。

³ 本田由紀『教育の職業的意義』筑摩書房、2009年184-191頁。

は大きく揺らいでいる。変化が最初に顕在化したのは企業（仕事の世界）であるが、それに連動するように家族や学校にも影響を与え、「〈学校・家族・企業〉トライアングル」そのものが大きく揺らいでいる。2006教育基本法に「家庭教育」に関する条項が新設されたことは、こうした事態を反映したものであると考えられる。

2. 家族の変容

家族の変容に関しては、①「家庭教育」、②「家父長制」、③「少子化」、等をキーワードに選定している。

①「家庭教育」に関しては、近年、政策的に推進されている家庭教育振興策について主に取り上げている。1947教育基本法では、第七条（社会教育）において、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とのみ記されていたのに対し、2006教育基本法では、以下のように条文が追加されることとなった。

第10条（家庭教育）「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

つまり、生活のために必要な習慣を身に付けさせることや自立心の育成、心身の調和のとれた発達に対する「父母その他の保護者」の教育責任が強調され、国及び地方公共団体がそうした家庭教育を支援する体制が求められるようになったのである。

鳥取大学地域学部地域教育学科の卒業生（2010年3月卒業）の塩侑子氏が卒業研究のテーマとして挑戦したように、2000年代は、一般メディアにおける家庭教育指南ブームが起こり、従来の育児雑誌とは性格の異なる家庭教育雑誌の刊行が相次いでいる⁴。『プレジデント Family』（2006年創刊）、『日経 Kids+』（2005年創刊）、『AERA with Kids』（2006年創刊）など、ビジネス雑誌、トレンド雑誌、一般週刊誌であった媒体から派生するかたちで刊行されている。乳幼児期の子どもをもつ家庭向けである育児雑誌に対し、小中学生の子どもをもつ家庭を対象とし、「子どもの学力を伸ばすためにどうすればいいのか」を主要な情報とする雑誌といえる。これらの雑誌の興隆は、国や地方公共団体の行う家庭教育振興策と連動性をもっており、また、「コミュニケーション力」や「自己コントロール力」といった企業社会から要求が強まっている能力（「ポスト近代型能力」）の形成に、家庭教育とりわけ親子関係のあり方が重要性を占めているというメッセージが発信されている。

②「家父長制」（patriarchy）の語義は、父（patri-）の支配（archy）

で、男性の女性・年少者に対する支配を可能にする権力関係の総体を指す。1970年代以降、フェミニズムの鍵となる概念となってきた。『家父長的』という言葉は、日本社会の「前近代性」を批判する文脈で戦後のある時期まで大いに重視されてきた概念であろう。こういう言葉に近年の大学生があまり馴染んでいないらしいということに筆者は数年前気がついた。また、「フェミニズム」という言葉やその成果も正当に理解されているとは言がたいのではないかと感じている。

イギリスの哲学者ジョン・ロック（1632-1704）の『政府二論』（1690年）や『教育に関する考察』（1693年）における〈父の支配権〉の内容は、「家父長制」を理解しようとする際に大いに参考になる。ロックは、〈父の支配権〉の内容として、教育、命令、養育、懲罰、拘束、懲治（correction）、しつけ・規律（discipline），を挙げている⁵。こうした〈父の支配権〉の強固な残存、学校などの社会諸領域への浸潤、また、それを規制したり制度そのものを変更させようとした動向として、フェミニズム運動や児童保護運動にも言及している⁶。

③「少子化」に関しては、筆者が近年取り組んでいる科研研究の成果にも言及しながら、日本の少子化対策の問題点、特に、学校教育を少子化是正の手段として活用しようとする動向の問題点に言及するようにしている。

新聞に「仏出生率、2の大台——国立統計研「欧洲トップ」と予測——」という見出しが躍ったのは2007年1月18日であった（朝日新聞）。フランスを日本の少子化対策の「モデル国」に、という見方もある⁷。これに対し、フランスの歴史的経験を日本の少子化対策をより深く理解するための参照枠にする日仏比較の視点もあり得る。

筆者は19世紀末から現在まで少子化対策のための活動を続ける運動団体「フランス人口増加のための国民連合」（略称「フランス人口増加連合」）の活動に焦点をあてて「フランスにおける少子化問題と出産奨励運動に関する歴史研究」を進めている。統計学者や政治家、行政官、出版業者などが中心となって設立された「フランス人口増加連合」には、「私は戦勝する」の言葉で有名なジャーナリスト・小説家のゾラや、中等学校の教員も参加していた。「低出生率がフランス国民に与える危険性についてあらゆる人びとの注意を喚起する」ことを目的とした「フランス人口増加連合」の活動内容は、ビラ、ポスター、パンフレット、雑誌『女性と子ども 一家族ジャーナル』の刊行、映画の作製など多岐にわたるものであり、学校用ポスターや教師用手引書の作成・配布など学校教育に関わる活動も行った。詳細は他稿に譲ることとした⁸が、ここでは少子化問題に関する日仏比較の視点からもた

5 寺崎弘昭『イギリス学校体罰史—「イーストボーンの悲劇」とロック的構図—』東京大学出版会、2001年199頁、参照。

6 抨稿「フランス第三共和制前期における「父権」批判と児童保護政策—Th.ルーセルと1889年児童保護法—」『日本教育政策学会年報』第8号、2001年140-154頁。

7 柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レフランシス』2007年11月号、国立国会図書館調査及び立法考査局、85-105頁。

8 抨稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育—「フランス人口増加連合」を中心として—」『教育学研究』（日本教育学会）、第75巻第3号、2008年14-26頁、「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動—「人口問題教育」の成立と関わって—」『日本教育政策

⁴ 塩侑子「2000年代の家庭教育雑誌からみる能力観と親子関係」平成21年度鳥取大学地域学部卒業論文

らされる検討課題として、以下のような3点を提示しておきたい。

第一に、「フランス人口増加連合」のような団体の活動によって「家族の復権」が目指され、女性を主な担い手とする家庭教育の向上が目指されたことは注目すべき点であろう。その意味では、日本で2001年に改定された社会教育法の文言にある「家庭教育の向上に資する活動を行う者」のカテゴリーに「フランス人口増加連合」のような団体が入ってくる可能性がある。これはフランス出産奨励運動と社会教育との関連性をめぐる論点である。

第二に、2006年に改定された教育基本法における「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」という規定は、第二次世界大戦期フランス（ヴィシー体制期、1940年～1944年）の国家元首フィリップ・ペタンの家族＝「社会の第一の細胞」という認識に近いともいえる。フランスでは、移民の増加を警戒する「外国人嫌い」の意識が「フランス人」の多産化への原動力となっていたが、日本の場合はどうであろうか。この論点を含め、家族・家庭が社会的に強調される文脈を相対化し考察を深めていくことが重要であろう。

第三に、「フランス人口増加連合」関係者が起草に深く関わった全167条から成る「家族法典」（1939年制定）に規定された「人口問題教育」（第142条）に関する論点である。「人口問題教育」は年間6時間以上とされ、公私立を問わずフランスの全ての学校の義務としてカリキュラムに組み込まれ、主に地理・歴史の教育内容に人口動態的知識を導入しつつ「多子家族の重要性」を子どもたちに教えることを目指したものであった。この教育は戦後にも継承され現在のフランス教育基本法にも（「年間6時間以上」という文言は削除されたもの）規定されている。「人口ピラミッド」、人口密度、合計特殊出生率など、人口動態的知識が、学校教育のカリキュラムや多様なメディアに溢れることがどのような機能を果たしているのだろうか。今後とも詳しく検討していきたい。

ところで、筆者の手もとある『とっとり市報』（No.995、2010年3月）には、誌面1頁分を割いて「家族の日」作文コンクールの入選者の紹介が行われている。「子どもが心豊かに健やかに育つには、家庭や家族のあり方が何より大切です。青少年育成鳥取市民会議では、次代を担う青少年の健全育成を図るため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、親子のふれあいや家族の団らんを推奨しています。」と説明文がある。『とっとり市報』が伝えるところによると、啓発活動推進のため、家庭や家族に関する作文のコンクールを行い、本年度のテーマは、小・中学生共通で、「家族で大切にしていることがらやことば、やくそくごなどを話し合い、仲良く力をあわせている様子」、また中学生には「わたしの家庭像、親になる自分、その理想と決意など自分の将来像」とし、募集したところ、348点の応募があったということである。鳥取市の場合、こうした作文の募集は80年代から行われていたということであるが、これが2000年以降、自民党政権そして民主党政権が推し進めている家庭教育振興策と合流した格好となっているのであろう。

1990年代以降、日本では少子化対策が精力的に行われている

学会年報』第16号、2009年140-154頁、「ヴィシー体制期フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」—植民地帝国とフランス家族—」『教育目標・評価学会紀要』第19号、2009年67-77頁。

（内閣府『少子化社会白書』参照）。2003年には「少子化社会対策基本法」が制定されたのだが、そのなかに以下の規定がある。

（教育及び啓発）

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

このように「少子化社会対策基本法」には、「保育サービスの充実」（第十一條）や児童手当の増額など「経済的負担の軽減」（第十六條）などのほかに、国及び地方公共団体が家庭生活のあり方に関する「教育及び啓発」を行うことが定められている。

少子化対策の文脈として「家族の日」が浮上してくるのは2006年に少子化社会対策会議決定として出された「新しい少子化対策について」という政策文書のなかである。「新しい少子化対策について」では、「社会の意識改革のための国民運動を展開する」という文章があり、そのなかに「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催、といった項目がある⁹。

「家族の日」よりは比較的知られている「母の日」や「父の日」の起源は、いずれもアメリカ合衆国で、大統領の宣言という「お墨付き」まで付けられたのがそれぞれ1914年（「母の日」）、1972年（「父の日」）であるという¹⁰。20世紀に「発明」された「父の日」「母の日」には政治的・宗教的な儀礼の意味が込められ、父母の社会的なイメージ構築に一役買っている。これを踏まえるならば21世紀の日本でいささか唐突に作られ行政が旗振りする「家族の日」も、家族というものの社会的なイメージ戦略の一環となることが期待されていると考えるべきなのであろう。

3. 学校の変容と任務

学校の変容をめぐっては、①一斉授業、②教師の専門職性、③キャリア教育、等をキーワードとして選定している。

①一斉授業は、日本では明治期に「文明開化」の一環として導入され、その定型が確立されるに至っていること、そこでのヘルバート（1776-1841）の教育理論の影響、一斉授業への批判などに言及している¹¹。江戸期の寺子屋と明治期の小学校との教室風景の大きな違いは、一斉授業の導入とそれを可能にする教具の設置にあることは受講生の目にも明らかであり、自分が受けた学校教育を客観視し相対化する意味でも一斉授業に関する知

⁹ 内閣府『少子化社会白書』平成19年版、ぎょうせい189頁

¹⁰ 小玉亮子編著『現在と性をめぐる9つの試論』春風社、2007年。

¹¹ 稲垣忠彦『増補版 明治教授理論史研究—公教育教授定型の形成—』評論社、1995年。

識をもってもらいたいと考えている¹²。

また、ヘルバート教育学の三区分論（教授・訓育・管理）も、副校長や主幹など学校管理職の新設が行われつつある現状を考慮するとき、改めてその重要性に気づかされる。

②教師の専門職性は、その中身が近年の教育改革において問われている事柄である。世界的な教育改革のトレンドとして新自由主義の影響が強く、規制緩和によって地域や学校に権限を一部委譲しつつ、査定（audit）を重視する「品質保証国家」の様相が鮮明になってきているなかで、専門職としての教師は何を求められるのか。幅広い検討が必要で多くの課題が残されているが、たとえば、この問題に近年の教育課程改革の傾向から接近してみることも必要ではないか。つまり、「生活科」「総合的学習の時間」「言語活動」等、教科毎の「ヨコ」の区切りの変化、また「幼少連携」「小中接続」「中高一貫」「高大接続」「学校から仕事へ（school to work）」といった学年・教育段階の「タテ」の区切りの変化という教育課程改革の傾向である¹³。教師には、こうした変化のなかで自分たちの学校・地域の実情に応じた具体的な教育課程編成＝教育計画の力量が求められていると考えられる。

③キャリア教育は、企業の採用動向の変化（「非正規雇用」の増大、等）、さらには〈学校・家族・企業〉トライアングルの揺らぎを大きな要因としながら政策的に推進されるようになってきている。これは、従来の進路指導を変革する意味で、また、カリキュラムの編み直しにも関係する方向性を有している。職業や身分に捉われず、人間として共通に必要な基礎的教育としての「普通教育」に対して、より職業との関連性の強い、また専門性の強い知識内容を小・中・高にどの程度導入していくべきなのか。重要な検討課題である¹⁴。

4. 学校と家族の異質性

〈学校・家族・企業〉トライアングルの揺らぎとその再編成という動向のなかにあって、〈学校・家族〉関係のあり方が問われているのであるが、〈学校・家族〉関係を考察するにあたって、両者の異質性にも留意する必要がある。それは、①家族（とくに近代家族）が閉ざされた親密さを求める小集団であるのに対し、学校での集団は家族よりも大規模であること、②家族には2人の異性の大人がいるが、学級には基本的に男か女の教師が1人だけとされている（「複数担任制」という発想はまだ弱い）、③家族は長期にわたって同棲する集団であり、それにともなう身体接触があるが、学校にはこのような条件が欠けている、④家族では、とくに幼児期の子育ての場合、親への全面的依存が顕著であるが、学齢期に入り中学生・高校生になると身体的・知的な対等化が進み、教師と生徒との非対称性が見えにくくなる、といった異質性を指摘できる¹⁵。

¹² 寺崎弘昭「教室空間と教師・生徒関係」宮澤康人編『教育文化論－発達の環境と教育関係－』放送大学教育振興会、2002年109-120頁。

¹³ 松下佳代「カリキュラム研究の現在」『教育学研究』（日本教育学会）、第74巻第4号、2007年141-150頁。

¹⁴ 本田、前掲書、参照。

¹⁵ 宮澤康人「教育関係の誤認と〈教育的無意識〉」高橋・廣瀬編著『教育関係論の現在－「関係」から解読する人間形成－』川島書店、2004年39-85

また、家族というものは様々な社会階層に属して存在しているわけであり、経済的格差や「文化資本」の格差に注目するなら社会的インフラとしての学校教育の役割、その公共性のあり方が問われているといえる。

おわりに 一人間形成と家族形成 一

〈学校・家族〉関係の教育思想は、いったん学校教育の枠の外に出て、家族・家庭の機能やあり方を問い合わせ思考を取り入れることを通して、より幅の広い、人間形成作用の考察を行うことを志向する。その際、人間形成の時間軸のなかで家族形成がどのような意味をもっているのかということも重要な論点として浮上してくる。これは生涯発達理論の元祖と目されるE.H.エリクソン（E.H.Erikson,1902-1994）が、第七の発達段階「成年期」の特徴として指摘した「ジェネラティビティ（generativity）」vs停滞という葛藤をめぐる論点と関係している。エリクソンのいう「ジェネラティビティ」は、「生殖性=子づくり」という意味を超えて精神的な意味まで含めた「次世代育成力」を含意している¹⁶。また、家族形成は、人間がライフステージのある段階で〈育てられる者〉から〈育てる者〉へと変容・成長を遂げることとも関わっている¹⁷。また、シングル（独身者）から「家庭」形成へという「トランジション」の問題でもある¹⁸。

少子化対策の文脈で政策的に提示される「次世代育成支援」という言葉には、〈育てる者〉のニーズを支援し人口増加に繋げるというニュアンスが見え隠れする。その権力性に留意し、しかも、家庭の子育てが元々、核家族の中で自己完結的になされるものではなく、先行する世代の経験知に学び、その支援を受けながら〈育てる者〉へと成長していく過程であったということに注目していく必要があろう。相次ぐ児童虐待報道からも窺われるよう、子育ては、〈育てられる者〉にとっても〈育てる者〉にとっても危機そのものであり、2つの人生上の危機（ライフ・クリシス）の「綱渡り」を支える行為ということが「次世代育成支援」には含意されていなければならないであろう。